

(別添1)

## 事業評価の結果（共通評価項目）

福祉サービス種別 保育所  
事業所名（施設名） 長野市柳町保育園

### 第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。  
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態  
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態  
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。</li> <li>■ 2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。</li> <li>■ 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。</li> <li>■ 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。</li> <li>■ 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。</li> <li>■ 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。</li> </ul>	<p>・「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」に長野市が「目標とする子どもの姿」が示されており、保育園の存在意義、使命や役割等を明確にしている。長野市の豊かな自然と文化を活かした安心できる環境の中で、子ども達が遊びや生活を通して友だち等との人間関係を築き、小学校からその先の「生きる力」の基礎を培うために、自律力・実践力・未来力・絆力の育成、家庭や地域との連携について明示し実践している。また、市の公立保育園・保育所型認定こども園共通の保育理念があり、保育理念に基づいた基本方針が定められており、当園では新年度体制の職員会議で理念や基本方針について読み合わせをしたり、園内研修を行い職員への周知を図っている。市の保育理念や基本方針に沿い園としての保育方針も策定し、それらに運動したわかりやすい園目標もある。市が発行している「保育園のしおり」、園で作成する「運営規程」「4月の園だより」、入園や継続の際の説明資料にも明記している。保護者総会については新型コロナウイルスの影響を受け今年度は実施されていないが、当保育園としての事業計画にも「保育理念」「基本方針」「園目標」を記載し、それらを基に新入園児・継続児保護者説明会、個別懇談等で分かりやすい資料等を使用し具体的に説明している。保護者アンケートでも理念などの周知状況を確認し、継続的に取り組んでいる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価着	眼 点	コメント
I	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="880 212 947 268">■ 8</li> <li data-bbox="880 268 947 323">■ 9</li> <li data-bbox="880 323 947 379">■ 10</li> <li data-bbox="880 379 947 435">■ 11</li> </ul>	<p>・公立保育園全体の方向性が「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」で決定づけられている。市の担当部署である保育・幼稚園課と連携して、当保育園としても保育園の利用者の推移予測や利用率の分析を行っている。当園では一時預かり(日曜・祝日を含む)を受け入れており、また、地域子育て支援センターも併設していることからその利用者数を保育・幼稚園課に報告し4ヶ月児健診、出前講座などからの情報等で、園長、主任は地域の現状や潜在的利用者、保育のニーズ等を把握している。市としても「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」の推進を図るために、毎年度、市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において点検と評価をしており冊子として集約され市ホームページでも閲覧が可能となっている。</p>
			② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="880 687 947 743">■ 12</li> <li data-bbox="880 743 947 799">■ 13</li> <li data-bbox="880 799 947 855">■ 14</li> <li data-bbox="880 855 947 911">■ 15</li> </ul>	<p>・市の保育・幼稚園課の管轄で、組織体制や設備の整備などの経営課題に取り組んでいる。課長補佐会や公立保育園の園長会、ブロック園長会等でも市担当部署から運営状況や課題などが説明され、職員会議で報告されている。経費については各園で上限枠があるので、優先順位を考慮しながら消耗品の購入をしている。市公立保育園全園でのICT化が進められており、紙の使用量の削減に繋げている。人材の確保についてもパンフレットの配布、市報やHPへの掲載などで公募しており、当園の人員についても市の保育・幼稚園課と相談しながら子どもの増減に応じ適正配置に努め、また、職員同士、お互いにフォローしながら日々の業務の効率化に取り組んでいる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 16 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。</li> <li>■ 17 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。</li> <li>■ 18 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</li> <li>■ 19 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。</li> </ul>	<p>・「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」及び「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」でビジョンを明確にしている。また、「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」については、毎年度、その達成状況の点検と評価が数値的に行われており、5年毎に保育・幼稚園課で見直しと検討がされている。当保育園としても、中期（2020年度から2024年度）の事業計画として「長野県やまほいくの認定の更新をする」「福祉サービスの第三者評価の受審をする」「特別教育・保育支援事業を受ける」「長野市運動プログラムの充実を図る」「運動と遊びのプログラムの活用で運動機能の育成を図る」等を盛り込み、積極的に取り組んでいる。</p>
			② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。</li> <li>■ 21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。</li> <li>■ 22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。</li> <li>■ 23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</li> </ul>	<p>・「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」を基に当保育園としての単年度の事業計画を策定している。当園の事業計画の今年度の重点課題として「保育内容の充実」「保護者支援」「安全・安心な保育の実施」「地域の子育て支援」など、6つの項目が掲げられおり、やまほいく、小学校との連携の推進等を具体的に実施している。市として一時預かりなどの報告書の様式が定められており、利用人数等を報告している。期末には事業計画に対する業績評価として目標、課題を振り返り、保護者アンケートの分析結果も踏まえ、次年度に向けての対策を立てている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	3	(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行われ、職員が理解している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="813 212 1574 316">■ 24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</li> <li data-bbox="813 316 1574 419">■ 25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</li> <li data-bbox="813 419 1574 523">■ 26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。</li> <li data-bbox="813 523 1574 627">■ 27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</li> <li data-bbox="813 627 1574 730">■ 28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。</li> </ul>	<p>・年度末に行う業績評価や職員会の中で意見が集約され、それが反映された事業計画になっている。また、市全体の園長会、主任会、保育士部会、給食部会等でも意見が集約され市としての計画にも反映されるようになっている。事業計画は年度末に振り返り、新年度体制の職員会議で意見を出し合い、4月に新たな事業計画として決定され周知されている。「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」に沿い、当保育園としても、中期（2020年度から2024年度）の事業計画として「長野県やまほいくの認定の更新をする」「福祉サービスの第三者評価の受審をする」「特別教育・保育支援事業を受ける」「長野市運動プログラムの充実を図る」「運動と遊びのプログラムの活用で運動機能の育成を図る」等を掲げ、職員は年度の事業計画の「職員育成と研修計画」に沿いオンラインなどで実施される園外研修や園内研修に積極的に参加し必要とされる知識やスキルの向上に努めている。</p>
			② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="813 794 1574 898">■ 29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。</li> <li data-bbox="813 898 1574 1002">■ 30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。</li> <li data-bbox="813 1002 1574 1106">■ 31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成する方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</li> <li data-bbox="813 1106 1574 1209">■ 32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。</li> </ul>	<p>・例年、年度初めの保護者総会で説明を行っていたが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け中止となったため、事業計画については、新入園児・継続児保護者説明会などで保護者に分かり易く説明している。また、「保育業務支援システム」で事業計画に繋がる保育のねらいなどを毎月の「園だより」として配信したり、幼児についてはその日のクラスの活動内容を「保育業務支援システム」で当日に配信し、保護者もスマートフォンから最新の情報として見ることができるようになっている。また、微笑ましいエピソードなどをクラスだよりに載せ「保育業務支援システム」で配信している。未満児については写真入りの掲示物を送迎口に掲示し、子ども達の活動を保護者がより理解しやすいように工夫している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	<p>■ 33 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。</p> <p>■ 34 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。</p> <p>■ 35 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的を受審している。</p> <p>■ 36 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。</p>	<p>・当園としては今回の第三者評価が2回目の受審となっており、第三者評価の受審に向けた園内研修も計画的に行われている。毎年度、保育所第三者評価の内容評価項目に準じた自己評価を年2回実施している。実施した一人ひとりの自己評価を集計し、園の課題を洗い出し、職員会議で分析・検討を行い、その内容によっては園内研修を実施したり環境を整備し課題解決を図っている。また、今年度は外部評価機関による第三者評価を受け、強みや弱みについての気づきを得て、更に保育の質の向上に取り組もうとしており、評価結果も公開される予定である。</p>
			② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	<p>■ 37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。</p> <p>■ 38 職員間で課題の共有化が図られている。</p> <p>■ 39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。</p> <p>■ 40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。</p> <p>■ 41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。</p>	<p>・当園では毎年、保育所第三者評価の内容評価項目に準じた自己評価（年2回）を行っており、その結果を集計・分析し、それらを踏まえ全職員で課題を共有し、また、改善点についても話し合っている。更に、その課題を解決するためと知識・技術の向上を目的に園内での年間研修計画を策定し、職員各自がその学びのための講師役を交替で担いサービスの向上に活かしている。また、期の途中で改善状況を検証し、改善されていない場合は必要な見直しもしている。毎年度、市公立保育園全体で取り組んでいる「遊びを通して育む乳幼児の学び」がテーマのレポート作成を通してチームとして質の向上に繋げている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
Ⅱ 組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	■ 42	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	・園長としての保育方針を職員に伝え、自らの役割と責任について明確にしている。園の「職員構成と職務内容」で園長の職務内容として「労務管理」「保育運営管理」「事務関係」「渉外関係」「研究関係」などについて定められており、また、「事務分掌等一覧表」「運営規程」にも役割が明記されている。新年度体制の職員会議や園内研修等でも自らの立場を職員に周知し、職員と協力しながら効率的な業務の推進に取り組んでいる。更に、災害、事故等のマニュアル、園の運営規程等に基づき有事の際の役割と責任も明らかにし、園長不在時は保育主任及び主査が代行している。園として火災や地震を想定した避難訓練を毎月実施し、有事の際に備え危機管理マニュアル、各災害対応フローも作成している。
			■ 43		施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。		
			■ 44		施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。		
			■ 45		平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。		
			② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	■ 46	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	・園長は、市の組織としての課長補佐研修で地方公務員法等を学び、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、保育の実施と運営上の根拠となる法令はもちろん、基本的な関連法令（福祉分野に限らず、雇用・労働、防災、環境への配慮に関するもの等）や、保育に関わる倫理等を正しく理解しその専門性等の向上に努めている。公立保育園長の心得、教育・保育の手引き、マナーブック等で職員に必要事項を伝え遵守できるように指導している。また、市の組織としての園長会や管理職研修などで法令等を学び、保育主任を環境美化推進委員に選任し、「長野市役所環境保全率先実行計画」を推進している。更に、労働基準法に基づき、休憩時間確保のためのパート職員の配置や年次休暇取得を促し、労働環境の整備・改善にも努めている。
			■ 47		施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。		
			■ 48		施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。		
			■ 49		施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	1	(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	<p>■ 50 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。</p> <p>■ 51 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。</p> <p>■ 52 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p> <p>■ 53 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。</p> <p>■ 54 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。</p>	<p>・園長は、保育の質の現状について第三者評価の内容評価項目を基にした年2回の自己評価を実施し、集計・分析を行い改善策を明確にしている。保護者アンケートも年2回行い、職員会議でその結果を周知し、改善策を話し合い、保護者にも結果を公表している。また、園内研修についても研修内容を職員自らが選び、研修グループを作り企画担当させ、計画的に取り組めるようにしている。更に、当園で該当する職員について保育・幼稚園課主催の3歳未満児担当保育士等会議及び研修会、特別支援教育・保育研修会、2年目研修会、10年目研修会、男性保育士研修会等に参加させ保育の質の向上の図っている。園の保育目標の「みんなが楽しい保育園 ～みんなともだちやなぎまち～ よく食べ、よく遊び健康な子ども 子どもの成長を喜べる大人」を実践するために、園の「全体的な計画」についても養護、教育、食を営む力の基礎などの内容を各年齢に合わせて具体的に掲げ、年齢ごとの年間指導計画、月案、週日案についても主任と共に実際の保育と照らし合わせ進捗状況を把握し、その評価と反省を職員にも伝え、全体のレベルアップに繋げている。</p>
			② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	<p>■ 55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p> <p>■ 56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p> <p>■ 57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p> <p>■ 58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p>	<p>・園長は人事、労務、財務等の視点から検証を行い、運営や業務の実効性を高めるために職員と共に改善に取り組んでいる。クラス担任、加配保育士、パート保育士などを適切に配置し、日々の業務が効率良く行っているか、休憩時間の取得や残業時間の削減等が出来ているか等に配慮し、人事異動調書や面談を通して職員の意向も把握し絶えず働きやすい環境づくりを行っている。また、ストレスチェック実施結果の分析やメンタルヘルス研修会なども行い、職員の心身の安定も図っている。消耗品等の補充、足りない教材の手配等、主任と共に保育士からの要望を把握しつつ優先順位を決め、経費の効率的な運用にも努めている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2 福祉人材の確保・育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	<p>■ 59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。</p> <p>■ 60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。</p> <p>■ 61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。</p> <p>■ 62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。</p>	<p>・保育士、調理員、看護師等の市としての配置基準があり、市の担当部署が主管し、市公立保育園全体として正規職員、会計年度任用職員の確保が計画的に行われている。当保育園でも園として代替保育士・調理員、休憩パート職員などを確保している。新規保育士確保に向け、社会人採用枠を設けたり、各園でポスターを貼ったり、ピラを配布し、「広報ながの」にも「保育士による保育士のためのなんでも懇談会」等を掲載し採用活動を行っている。人材育成については市の「長野市公立保育所等職員研修要領」に基づき、新規採用正規職員についてはステップノートを使用し、2年目、5年目、10年目の職員については市全体としてスキルアップ研修の場が設けられている。看護師については当園として複数配置されており、職員向けの保健講座、救急法等の講師も務めている。</p>
			② 総合的な人事管理が行われている。		a	<p>■ 63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。</p> <p>■ 64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。</p> <p>■ 65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。</p> <p>■ 66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。</p> <p>■ 67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。</p> <p>■ 68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。</p>



評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価着	眼 点	コメント
II	2	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。</li> <li>■ 70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</li> <li>■ 71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</li> <li>■ 72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■ 73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</li> <li>■ 74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</li> <li>■ 75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</li> <li>■ 76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</li> </ul>	<p>・労務管理の責任者は園長となっており、出勤簿の管理や時間外勤務等命令簿兼勤務実績確認簿は主任とともにダブルチェックしている。職員の健康と安全の確保については市として安全衛生推進委員会を設置しており、園長、主査が委員となり巡回日誌、安全衛生年間計画、安全衛生委員会記録を作成し、ストレスチェックや健康診断、腰痛防止策、労働安全等について対処しその内容を市に提出している。人事異動調書の確認も兼ね、園長面談があり、また、健康上必要性が生じた場合には「医務保健室」につなげられることを職員に周知している。正規・会計年度任用職員ともに市の福利厚生に準じており、人間ドックや健康診断の受診が実施されている。仕事と生活の両立という面では、介護や育児などの状況に応じて本人の希望により休暇が取得できるように配慮されており、新型コロナウイルス感染による特別休暇の取得も可能となっており、職員同士が気持ち良く仕事ができるように配慮されている。市として「イクボス・あったかボス宣言」をしている。福祉人材の確保、定着の観点から、時間外労働の削減、朝夕パート保育士や休憩パート保育士の確保、育児短時間勤務や産休取得時の代替保育士の配置等も実施されている。</p>
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。</li> <li>■ 78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。</li> <li>■ 79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。</li> <li>■ 80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。</li> <li>■ 81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。</li> </ul>	<p>・新年度体制での職員会議において「基本方針」「教育・保育の手引き」などの読み合わせを行い、園の目標や自分自身の保育について確認をしている。正規職員は市職員としての業績評価に関わる「目標管理シート」を作成し、「目標項目」「目標水準」を立て目標期限などを設定している。更に、園長・主任は第一次評価者として年度当初と年度末の2回面談を行い、期の途中で職員一人ひとりの目標に対する進捗状況を確認し、不足している部分についての助言も行い、チームとして保育の質の向上に繋がるようにしている。会計年度任用職員については、保育・幼稚園課作成の「公立保育所等会計年度任用職員人事評価等シート（基準日評価用）」の自己評価を年1回行い、主任と園長が評価と助言をしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2	(3)	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="808 212 1585 331">■ 82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。</li> <li data-bbox="808 331 1585 451">■ 83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。</li> <li data-bbox="808 451 1585 571">■ 84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。</li> <li data-bbox="808 571 1585 691">■ 85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。</li> <li data-bbox="808 691 1585 817">■ 86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。</li> </ul>	<p>・保育理念、基本方針、全体的な計画で期待する職員像を明示している。課長補佐会、園長会、主任会、保育士部会、未満児研修会、給食部会等があり、その報告から園内研修を行い、研修参加者は学んだことを他の職員に周知している。年度末に、各部会で評価、見直しをし、次年度につなげている。「長野市公立保育所等職員研修要領」があり、新型コロナウイルス禍の中、感染対策を十分に行いながら正規職員は新規採用保育士研修、2年目・5年目・10年目職員研修、主査・新任主任・新任園長・新任課長補佐研修等を受講し、会計年度任用職員についても同様に経年研修等が実施されている。研修会のアンケートや報告書を基に園長会や課長補佐会で評価・見直しを掛けている。保育園独自の園内研修計画もあり、評価・見直しをしている。市の実施する研修や職員個々に必要とする外部研修については園で取りまとめて担当課に報告したり、職員個々に申し込んだりしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2	(3)	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。</li> <li>■ 88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。</li> <li>■ 89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。</li> <li>■ 90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。</li> <li>■ 91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。</li> </ul>	<p>・ 職員の専門資格の取得状況については、自己申告カードや人事異動調書などで確認されている。「長野市公立保育所等職員研修要領」があり、指定研修、資質向上研修に区分され、新規採用保育士研修はもちろん、2年目・5年目・10年目研修、保育士・主任・園長研修、給食部会、看護師部会等の各種研修会等、職種、経験、習熟度等に合わせた研修が公立保育園全体として実施されている。市職員としての研修については市担当部署より研修案内が来るため保育に支障のないよう人員配置を行い交代で参加している。経験値などに合わせた個別のOJTも行われている。新規採用正規職員には指導担当者がつき、ステップノートによる指導も行っている。外部研修に関しても、市担当部署からの情報提供に加え、各自情報を収集し自己研鑽の意味も含め研修会等に主体的に参加している。例年実施されている長野市幼児教育・保育施設保育士等研修会は年2回オンラインで実施されており受講している。全員が公平に参加できるように、参加者の選定を行ったり、スキルに合わせた自主研修の参加を勧めたりしている。例年、実施されている長野県保育研究大会、保育所地域子育て塾なども感染対策上オンラインで配信されており、自主的に受講できるようになっている。</p>
		(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</li> <li>■ 93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</li> <li>■ 94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</li> <li>■ 95 指導者に対する研修を実施している。</li> <li>■ 96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</li> </ul>	<p>・ 当保育園としての事業計画に「実習生の受け入れ」として明記している。「実習生受け入れマニュアル」があり、新型コロナ禍ではあるが予防対策を十分に取り、実習生受け入れプログラムに沿って実習生の指導を行い、保育士を目指す若者の育成に取り組んでいる。実習生は実習の前に園を訪問し「保育実習事前打ち合わせ」を基に打ち合わせを行い、実習のねらいや体験内容の希望等を聞き、保育園という職場への理解を促している。実習中に養成校の担当の先生が訪問したり、実習の様子を見ることがあり、実習生の実習態度等を共有し、継続的な連携を図っている。また、実習の際には日々反省会を行い、アドバイスもしている。更に、実習の最後には振り返りし、実習生の疑問点等が解決できるように配慮している。実習指導者についての研修は、主任会で実施し、当園では園長と主任が指導に当たっている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	3 運営の 透明性の 確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="813 212 1574 316">■ 97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。</li> <li data-bbox="813 316 1574 419">■ 98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。</li> <li data-bbox="813 419 1574 523">■ 99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。</li> <li data-bbox="813 523 1574 651">■ 100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。</li> <li data-bbox="813 651 1574 794">■ 101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。</li> </ul>	<p data-bbox="1597 212 2045 794">・市のホームページや広報紙等に予算や決算等の概要が公立保育園全体として載っている。理念、基本方針、事業計画が「保育園のしおり」や「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」に掲載されている。また、市のホームページでは「保育園一覧（公立）」として各園の「保育目標」「一年間の主な行事」等を公表している。「苦情解決の仕組み」「運営規程」は、玄関の見やすいところに掲示されている。年2回実施する保護者アンケートの結果は公表し、苦情・相談内容は必要性に応じ適宜公表している。今回の第三者評価についても、県のホームページ等を通じて公表される予定になっている。保護者や地域の人々に向けて併設の地域子育て支援センターだよりの拡大版を門に掲示したり印刷物を玄関に置き、市のホームページにも地域子育て支援センターだよりを載せ地域に向けて配信している。地域の保健センターで行う4ヶ月健診にも主任が参加し、イベントなどの印刷物を配布している。</p>
			② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="813 794 1574 898">■ 102 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</li> <li data-bbox="813 898 1574 1002">■ 103 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている</li> <li data-bbox="813 1002 1574 1129">■ 104 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。</li> <li data-bbox="813 1129 1574 1343">■ 105 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</li> </ul>	<p data-bbox="1597 794 2045 1343">・公立保育園としての「教育・保育の手引き」等により事務手続きのルールが周知されており、事務、経理等について、担当課の助言、指示を受けている。また、「職員構成と職務内容」により、職員に説明し、それぞれが自分の役割を意識し業務に当たれるようにしている。また、運営の透明性を図るため、公立保育園として年1回保育行政事務調査を受けており、市の内部監査も概ね4年に1回受け、透明性の高い適正な運営が行われている。市として包括的な外部監査が実施されており、契約を締結した外部監査人が、自ら特定の監査テーマを定めて財務監査を実施するシステムで市保育園全体として該当する年度もあり、当園では今年度「行政DX（デジタルトランスフォーメーション：デジタル技術による変革）を見据えた、業務に関連する法令・マニュアル等内部統制の状況及び今後のあるべき姿について」というテーマに沿った包括外部監査を受けている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	4 地域との交流、 地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	<p>■ 106 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</p> <p>■ 107 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。</p> <p>■ 108 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</p> <p>□ 109 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。</p> <p>■ 110 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</p>	<p>・基本方針や当保育園の「全体的な計画」に地域との連携が明示されている。今年度は例年関わりを持って近々にある「長野ろう学校」の児童との交流が新型コロナ禍で中止となっており、また、小学校との交流も自粛せざるを得なくなっている。そうしたコロナ禍でも予防対策を講じ、中学生の職場体験や資格を目指す実習生の受け入れなども実施されており、併設の地域子育て支援センターでは講師による絵本の読み聞かせ・パネルシアターなども行われている。地域子育て支援センターではほかに子どもの栄養相談・健康相談・歯科相談・体重測定・交通安全教室、保護者の就労相談などに応じている。また、地域子育て支援センターだよりは二つのQRコードが記載されており、長野市のホームページ（子ども情報、地域子育て支援センター）がスマホ等から閲覧することができる。更に、園の玄関には地域のイベントのチラシが置かれ、図書館、交番、消防などの情報なども提供されており、自由に見ることが出来る。当園では今年度地元の理容組合より積み木の贈呈も受けている。市街地にある保育園ではあるが、今後、地域の人々と更に交流される機会を持たれることを期待したい。</p>
			② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	<p>■ 111 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>■ 112 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。</p> <p>■ 113 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。</p> <p>■ 114 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。</p> <p>■ 115 学校教育への協力を行っている。</p>	<p>・「長野市公立保育園ボランティア実施マニュアル」に基本姿勢が明文化されている。「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」に「乳幼児とふれあう機会の提供」として、中学・高校生のボランティアの受け入れを推進している。「ボランティア・保育体験・職場体験学習等に参加される方へ」や「ボランティア・保育体験・職場体験学習等に参加される皆さんへ」「ボランティア・保育体験・職場体験学習等事前打ち合わせ書」にてオリエンテーションを行い理解を得るようにしている。今年度も新型コロナ感染防止対策を十分に行い、中学生の「職場体験」を受け入れ、次世代の若者に保育の楽しさや大切さを伝えるよう、対話を基本に指導している。併設の地域子育て支援センターでは講師による絵本の読み聞かせ、パネルシアターなども行われている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価着	眼 点	コメント
II	4	(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 116 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。</li> <li>■ 117 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。</li> <li>■ 118 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。</li> <li>■ 119 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。</li> <li>■ 120 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。</li> <li>■ 121 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。</li> </ul>	<p>・医療・関係機関一覧によって医療、保健センター、学校などの関係機関がまとめられ、長野市の「子育てガイドブック」等の配布も行っている。園長会、主任会、園医とのカンファレンスに園長または主任などが出席し、課題の解決や就学に向けて協働し、子ども達の健康上の課題にも取り組んでいる。その内容について園内での共有化も図り、解決に向けて取り組んでいる。特別な配慮が必要な子どもについては市のここに園訪問や保健センター等と必要があれば連携を取れるようにしている。更に、権利侵害が疑われる児童などが見られた場合には児童相談所、子育て家庭福祉課、こども総合支援センター、保健センターなどと連携を取ることが可能となっている。</p>
		(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。		a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 122 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。</li> <li>■ 123 （保育所）保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</li> <li>■ 124 （保育所）地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</li> </ul>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	4	(3)	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="824 212 1585 347">■ 125 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動（地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等）を実施している。</li> <li data-bbox="824 347 1585 435">■ 126 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</li> <li data-bbox="824 435 1585 587">■ 127 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。</li> <li data-bbox="824 587 1585 738">■ 128 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。</li> <li data-bbox="824 738 1585 954">■ 129 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。</li> </ul>	<p>・地域の保護者支援に向けた地域子育て支援センターと一時預かり等の事業を行い、外部講師を招いての絵本についての講演会などを行っている。例年であれば入園式や運動会、卒園式などの行事に民生児童委員や主任児童委員などを招待して園の実情を知ってもらおうと共に地域の子育てニーズを把握し対応しているが、新型コロナ禍のため、民生児童委員とは電話等で連携を取り、地域のニーズの把握をしている。また、保健センターからの情報等でも福祉ニーズの把握をし、子育て支援員や主任が地域の保健センターに出向き4ヶ月健診で子育てのニーズについての情報を収集している。新型コロナ前は地域のイベントなどにも参加していたが、現状は感染予防を取り、散歩などで地域の人々とふれあっており、不審者が目撃された時には、地元の交番に繋げ、地域と連携した安心な運営に努めている。災害時の防災ハザードマップを参考に、避難場所の中学校、交番、消防署などの連携がとれるようになっている。更に、市の防災無線や地元の有線放送などから「Jアラート」などの緊急情報を聞くこともでき、速やかな退避につながるようにしている。当園では災害時に託児事業を行えるように体制を整備している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="817 212 1574 268">■ 130 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</li> <li data-bbox="817 331 1574 387">■ 131 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</li> <li data-bbox="817 451 1574 507">■ 132 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。</li> <li data-bbox="817 571 1574 627">■ 133 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。</li> <li data-bbox="817 691 1574 746">■ 134 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。</li> <li data-bbox="817 810 1574 866">■ 135 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。</li> <li data-bbox="817 930 1574 986">■ 136 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。</li> <li data-bbox="817 1050 1574 1106">■ 137 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。</li> </ul>	<p>・「長野市が目指す子どもの姿」の実現に向けた3つの視点（生活上の自立、学びの自立、精神上の自立）には、子どもを尊重し生きる力の基礎を養うための姿勢が明示されている。「かがやく笑顔で げんきに遊ぶ しなのきッズ」をキャッチフレーズとして、自立力、実践力、未来力、絆力等を身に付けるため、基本方針を掲げ実践している。子どもを尊重した保育について共通の理解を図るために「保育マニュアル（未満児）」「保育マニュアル（幼児）」「教育・保育の手引き」「全国保育士倫理綱領」「保育における人権」等を用いて園内研修を行っている。市で実施する人権に関する研修に職員が参加し研修受講後に園内研修を実施し、子どもを尊重した保育ができるように具体的な事例をあげ、人権意識を高めている。保護者には新入園児・継続児保護者説明会（事務室で数名ずつ）で「運営規程」「保育園のおしおり」、入園や継続の際の説明資料に沿い子どもの人権や互いに尊重する心について説明している。「保育業務支援システム」の「園だより」等の配信で保護者の理解を得るようにしており、園だよりに年齢別の今月のねらいを掲載し実践している。園目標に沿って研修を進め、大規模園ならではの特徴を活かし取り組んでいる。日々の保育実践では「友達とのトラブル」「友達の名前の呼び捨て」等の言動があった場合は、保育士が仲立ちし互いの気持ちを伝え尊重する気持ちを育てている。性差については色、服装、役割、遊び方など固定的な対応はしないように配慮し実践している。</p>



評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(1)	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="831 212 1585 379">■ 138 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。</li> <li data-bbox="831 379 1585 547">■ 139 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。</li> <li data-bbox="831 547 1585 715">■ 140 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。</li> <li data-bbox="831 715 1585 879">■ 141 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。</li> </ul>	<p>・「教育・保育の手引き」「個人情報保護のための留意事項」等で園内研修を行いプライバシーに配慮した保育を行っている。子ども達が使用するトイレは、幼児用、未満児用の2ヶ所で、扉の大きさ、壁の高さなど、安全面に配慮された設計となっている。プライバシーに関わる保育の実践場面では年齢に応じて、排泄時にはパーテーションを使用したり、着替え、身体測定時等にはカーテンを引き、プールでは近隣住民や通りがかりの人からの視界を遮るために、寒冷紗で覆う、よしずを立てる等、環境を整備している。また、着替えは園内で行い、プールでは必ず水着を着用して、子どものプライバシー保護を徹底している。保護者に対して、同意書やSNSへの投稿の注意を喚起し、虐待に関するポスターを掲示したり児童虐待に関する窓口を案内し「保育園のしおり」等を使って新入園児・継続児保護者説明会等で説明している。更に、園だより等でも折にふれプライバシー保護のについて周知している。不適切な事案が発生した場合には、「長野市個人情報等の適正な管理等に関する指針」に基づいて対応することになっている。</p>
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="831 879 1585 983">■ 142 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。</li> <li data-bbox="831 983 1585 1086">■ 143 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。</li> <li data-bbox="831 1086 1585 1190">■ 144 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。</li> <li data-bbox="831 1190 1585 1294">■ 145 見学等の希望に対応している。</li> <li data-bbox="831 1294 1585 1420">■ 146 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。</li> </ul>	<p>・「利用のご案内」「保育園のしおり」「子育てガイドブック」等のパンフレットは市役所や各保育園に置かれており、市のホームページにはイラストや地図を用いて、わかりやすく園紹介が載っている。長野県のホームページ「信州やまほいくの郷」でも園の概要を知ることができる。また、「保育園のしおり」は毎年公立園長会で見直し等を行っている。見学希望者は随時受け付けており園長、主任が相談にのったり、わかりやすく説明を行い対応をしている。当保育園に地域子育て支援センターが併設されており、親子で遊んだり交流できる場として利用されており、園の見学の際は新型コロナ感染を防ぐため各家庭ごとの個別対応とし、体調の把握、検温、消毒の実施をした後、室内に入らず廊下から保育室の様子を見ていただき園児との接触を避ける等の配慮をしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価着	眼 点	コメント	
Ⅲ	1	(2)	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	■ 147 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	・保育の開始・保育内容の変更等の説明をする新入園児・継続児保護者説明会は新型コロナ感染対策上、事務室を使って数名の親子を対象に説明を行っている。説明に用いる資料はイラストや地図を使った分かりやすい内容の「保育園のしおり」に沿い実物を見せてより具体的に説明している。入園前には個別面談を行い疾病やアレルギー等のある子どもの保護者について、必要な場合は生活管理指導表を用いて説明し、専門職を交え検討し、職員間で共有している。更に、保育開始や変更時には個別に保護者の意向を聴きながら新規入所の申請書や継続の現況届及び重要事項チェックシートに署名をいただいている。入園後も個別面談で意向を把握している。保護者に対し、必要に応じて書面の記入箇所をわかりやすく示したり、個別に説明するなどしている。	
			■ 148 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。				
			■ 149 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。				
			■ 150 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。				
		■ 151 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。					
		(3)		③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	■ 152 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
■ 153 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。							
■ 154 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。							
(3) 利用者満足の上昇に努めている。			① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	■ 155 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。	・子どもの満足度は、日々、保育を実践する中で子どもの言葉、表情や様子から把握している。また、本年度の事業計画の保育方針にも掲げている「一人一人の気持ちに寄り添い、安心して自己発揮できるようにします」に沿い、人的、物的環境を整えて保育を行っている。新型コロナ感染拡大の影響を受け保護者総会が行われていないが、例年であれば園長が出席し、意見交換したり保護者の意向を聞き、園の運営に活かしている。更に、コロナ禍ではあるが園として春には個別懇談を実施し、希望者には随時懇談をしている。保護者とは送迎時の会話から意向などを聞き、満足度を把握している。年2回「保護者アンケート」も行い園長がとりまとめ、アンケートの集計結果や出された意見・要望は、職員会議で分析・検討し改善策も含めて保護者へフィードバックしている。	
■ 156 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。							
■ 157 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。							
■ 158 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。							
■ 159 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。							
■ 160 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。							

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 161 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。</li> <li>■ 162 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。</li> <li>■ 163 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</li> <li>■ 164 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。</li> <li>■ 165 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。</li> <li>■ 166 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。</li> <li>■ 167 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</li> </ul>	<p>・苦情解決責任者は園長、苦情受付担当者は主任、第三者委員は民生児童委員に委嘱し苦情解決の体制を整備している。保護者には資料の配布や園だよりで説明し園内に苦情解決の仕組みについて説明したポスターを掲示している。園舎の出入口に意見箱を設置し、また、年2回保護者アンケートを実施し、保護者等ができるだけ意見を出しやすいように工夫している。表出された苦情は「意見（要望）への対応マニュアル」に基づいて口頭で保護者に回答したり申し出者の不利益にならないよう配慮し必要に応じて公表をしている。職員は苦情や意見を宝として受け止め職員会議でその内容を周知し改善策も検討し、園の運営や保育の質の向上に繋げている。出された苦情について本人にフィードバックし、保護者アンケートは無記名で行い集計結果を全保護者へ配布している。内容は「相談・意見・苦情受付記録」に記録し5年間保存している。また、第三者委員に年間の苦情件数と内容を報告している。</p>
			② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 168 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。</li> <li>■ 169 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。</li> <li>■ 170 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</li> </ul>	<p>・「苦情解決の仕組み」を玄関に掲示し、いつでも相談できる体制があることを園だよりに掲載し、意見箱があることも知らせている。送迎時等には保護者とのかわりを大切に、相談や意見が言いやすい雰囲気や環境に配慮している。日常的には登降園時に園長、主任が園舎玄関に立ち保護者に声をかけコミュニケーションを図っている。また、未満児は「おたより帳」を活用し保護者へ子どもの様子を伝え、幼児は「保育業務支援システム」のお知らせ音配信機能を使って、クラスの様子を伝えている。保護者から個別に相談があるときには事務室や空き部屋を使用しプライバシーの配慮をしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価着	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(4)	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 171 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</li> <li>■ 172 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</li> <li>■ 173 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</li> <li>■ 174 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</li> <li>■ 175 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</li> <li>■ 176 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</li> </ul>	<p>・職員は日頃から保護者とのかかわりを大切に思い、声を掛け、保育園や家庭の様子を共有している。子育てをしていると「誰かに打ち明け、話す」ことは保護者にとって大事なことであることを認識しており、積極的にかかわっている。申し出のあった意見や相談は「意見（要望）への対応マニュアル」に基づき組織的に対応している。「意見（要望）への対応マニュアル」は市のマニュアル検討会議で見直しを行い、整備している。保護者アンケートや保育参加、保護者懇談などでも意見の集約に努め日頃から「何かありましたらいつでも相談してください」と声をかけている。意見・要望があった際には園長に報告し職員会議で検討してから結果を保護者にフィードバックすると共に、保育の質の向上に活かしている。また、改善できる点についてはできる限り早めに取り組み相談内容によりすぐに返答できない場合はその旨を保護者に伝えている。</p>
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 177 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。</li> <li>■ 178 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。</li> <li>■ 179 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。</li> <li>■ 180 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。</li> <li>■ 181 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。</li> <li>■ 182 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。</li> </ul>	<p>・リスクマネジメントに関する責任者は園長で、リスクマネジメント委員会を毎月開催し、園内で起きた事故報告、ヒヤリハット事例などを職員会議で報告し改善策を立て安全確保に努めている。また、各園で発生した事故や怪我、ヒヤリハットについては公立保育園全体で事例を共有しておりリスクマネジメントに関する意識を高め、公立保育園の主任会で作成された「事故・けが対応マニュアル」等を基に事故防止に努めている。更に、「危機管理マニュアル」等を基に研修を行い、事故に関してのフローチャートも事務室に掲示し万が一に備えている。散歩コースの下見も必ず行い危険箇所を確認し手作りの地図に書き込み園内で共有している。遊具については「遊具の日常点検表」を基に毎朝実施し、業者の点検も年1回受けている。園全体の安全点検を「安全点検表」を用いて行い、避難訓練も年間計画を立て毎月実施し、気づきや反省を記録している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(5)	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 183 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</li> <li>■ 184 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。</li> <li>■ 185 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。</li> <li>■ 186 感染症の予防策が適切に講じられている。</li> <li>■ 187 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。</li> <li>■ 188 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。</li> <li>■ 189 保護者への情報提供が適切になされている。</li> </ul>	<p>・感染症対策の責任者は園長が担い、「感染症報告一覧」に従って保育・幼稚園課の保健師へ連絡することになっており、必要に応じて保健師から保健所に連絡する体制が整備されている。子どもの安全確保に備え管理体制を整備し、蔓延防止に向けて保護者への理解を深めるため「園だより」や「保健だより」で知らせている。「保健マニュアル」の感染症に関する部分を用いて職員の教育を徹底し、看護師による感染症対応研修も行い感染症が流行する前から予防に努めている。感染症が発生した場合には保護者に「保育業務支援システム」を活用し感染症情報等を毎日配信し、特に新型コロナウイルス感染拡大に伴い陽性者や濃厚接触者が発生した時には正しい情報と対策を保護者に発信し安心感を持っていただけるようにしている。また、登園時には「健康カード」の提出や手洗い消毒（食事の前、トイレの後、外遊びの後等にはハンドソープで手洗いしている）、換気、密集を避けること、毎日、トイレ・保育室・玩具などの消毒を行い感染予防に努めている。「保健マニュアル」は看護師会で定期的に見直している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(5)	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 190 災害時の対応体制が決められている。</li> <li>■ 191 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</li> <li>■ 192 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</li> <li>■ 193 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</li> <li>■ 194 防災計画等を整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</li> </ul>	<p>・災害時の子どもの安全を確保するため市役所、学校、交番、消防署、保護者、関係者と連携を取り必要な対策を講じている。避難場所の柳町中学校とは連絡先の交換等で連携をとり、有事に備えている。当園の消防計画、洪水時の避難確保計画を基に毎月想定を変えた訓練を実施している。通報訓練、避難誘導訓練、消火訓練、引き渡し訓練、不審者対応訓練等は未満児を含め園全体で行い、警察や消防署の指導も受けている。有事の際の備えとして公立保育園の備蓄リストを基に当園として備蓄リストを作成・管理し、園内には水や食料品等が備蓄されている。各クラスには避難持ち出し用のリュックが準備されており、中には懐中電灯、防災無線ラジオ、衣類、救急医療品等を準備し有事に備えている。災害時などには「保育業務支援システム」の「お知らせ斉配信」の機能を使った情報発信を予定している。正規職員は全庁ネットワークにて該当職員に非常招集メールが配信される。</p>
Ⅲ	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 195 標準的な実施方法が適切に文書化されている。</li> <li>■ 196 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。</li> <li>■ 197 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</li> <li>■ 198 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。</li> <li>■ 199 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。</li> </ul>	<p>・標準的な保育を全体で行うため「保育マニュアル(未満児)」「保育マニュアル(幼児)」「未満児保育の一日」「幼児保育の一日」等を活用し職員が共通認識を持てるようにしている。「保育における人権」等には各マニュアルには保育についての手順や子どものプライバシー、権利擁護の記述があり、それらを職員会議で読み合わせながら理解を深めている。また、各クラスの担任は年間指導計画、月案、週日案を作成し保育を実践し、園長や主任が目を通しコメントも書き込まれている。職員間にスキルの差が生じて標準的な実施方法に問題がある場合は園内研修を行ったり、個別に面談を行い、自らの保育を振り返る機会としている。改善点等は職員会議の場で全体共有し、年齢によっては子どもの発達の差が大きいこともあるため、職員間でコミュニケーションを図りながら子どもの発達、特性に合わせた柔軟な保育を行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	2	(1)	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 200 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。</li> <li>■ 201 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的実施されている。</li> <li>■ 202 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。</li> <li>■ 203 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</li> </ul>	<p>・当園の保護者アンケートの集計結果や職員会議での意見を踏まえ、園としての意見を園長会議等へ上げている。保育の標準的な実施方法については各マニュアルで示されており、補佐会では「保育園のしおり」を毎年、マニュアル検討会議では第三者評価関連マニュアルを適宜、保健師・看護師部会では「保健マニュアル」を2年に1回等、部門ごとに定期的な検証、見直しをする仕組みがあり、機能している。検証や見直しに当っては年間指導計画についても保護者アンケートや個別懇談等からの意見や要望をくみ取り職員会議で検討を行い見直しを図っている。</p>
		(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 204 指導計画作成の責任者を設置している。</li> <li>■ 205 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。</li> <li>■ 206 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</li> <li>■ 207 (保育所) 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。</li> <li>■ 208 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。</li> <li>■ 209 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</li> <li>■ 210 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。</li> <li>■ 211 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。</li> </ul>	<p>・指導計画策定の責任者は園長であり「全体的な計画」に基づいた指導計画の立案から実践状況の共有、振り返りの一連を保育士と共に行っている。アセスメントは様々な保育過程で行われており、アセスメントのタイミングや内容によって適切な支援が行われるようになっている。入園前や継続時には「給付認定申請書兼利用申込書」「家庭の調べ」「緊急連絡カード」等の統一様式を用いてアセスメントし、必要に応じて調理員、看護師、保育・幼稚園課の栄養士・保健師、こども総合支援センター、保健所、保健センター等と連携して協議を行っている。週日案や月案では保育の実践について評価・反省を行い、次の計画に反映している。また、アレルギー除去食提供児については保護者、栄養士、園職員で話し合いを行っている。更に、特別な配慮が必要な子どもについては必要に応じて「にこにこ園訪問」を勧め発達相談や児童発達支援施設訪問指導を通し、支援方法について助言、指導をいただきながら支援している。当園には、地域子育て支援センターが併設されており、子育て支援員、看護師の配置があり特別な配慮が必要な子どもの相談や支援方法を身近に相談できる環境が整っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	2	(2)	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 212 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。</li> <li>■ 213 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。</li> <li>■ 214 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。</li> <li>■ 215 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。</li> <li>■ 216 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。</li> </ul>	<p>・「全体的な計画」に基づき1期を3ヶ月とし、4期までの年間指導計画を策定し、期毎に評価、反省を行っている。4月に「年間指導計画」を全職員で作成し、月末にクラス担任が「月間指導計画」を振り返り、改善点を明らかにして次月の指導計画を策定している。「個別指導計画」は個別懇談で保護者の意向を確認してから見直しを行い、職員会議で周知している。保護者との面談（基本的に年間2回）を行い子どもや保護者のニーズを反映させるためPDCAサイクルにより質の向上を継続的に進めている。「全体的な計画」「年間指導計画」に合わせて作成された「月間指導計画」「週日案」は定期的に見直しを行い園長や主任の確認・助言を受け、次の計画に繋げている。現在「保育業務システム」で各計画が入力されている。「年間指導計画」は年度末に全職員で見直し、評価と振り返りを必ず行い、子どもの育ちを継続しつつ保護者のニーズなども把握し次年度の計画に活かし、全体の保育のレベルアップに繋げている。</p>
		(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 217 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。</li> <li>■ 218 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。</li> <li>■ 219 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。</li> <li>■ 220 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。</li> <li>■ 221 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。</li> <li>■ 222 コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。</li> </ul>	<p>・子どもの発達状況や生活状況は市の統一様式である「家庭の調べ」「健康診断記録」「発達記録」等で詳細に把握でき、子どもの保育が適切に実施されているどうかの基本情報として職員間で共有されている。また、実践されている保育が指導計画に沿って行われているかを「おたより帳」「発達記録」「月案」「週日案」「個別指導計画」等に記録し、各期間毎に園長や主任が確認し必要に応じて具体的な助言を書き込み職員の指導を行っている。記録内容や書き方に差異が生じないように主任を中心に個別指導や園内研修に取り組み保育・幼稚園課の指導員のアドバイスも受け記録が適切に行われるようにしている。更に、職員会議（毎週）、幼児職員会議（必要時）、未満児職員会議（必要時）で必要とする情報を共有している。ケース会議やリスクマネジメント委員会等の議事録等からも情報を得ることができるようになっており、欠席者は職員会ノートを確認し意識の統一を図っている。現在、「保育業支援システム」を導入し情報の発信、記録の記載等が権限の範囲内で把握でき、職員間で共有化されている。</p>



評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	2	(3)	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 223 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。</li> <li>■ 224 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。</li> <li>■ 225 記録管理の責任者が設置されている。</li> <li>■ 226 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。</li> <li>■ 227 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。</li> <li>■ 228 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。</li> </ul>	<p>・記録の保管については「個人情報保護のための留意事項」、記録の保存、廃棄については「ファイル基準表」「教育・保育の手引き」、情報提供に関しては「情報開示マニュアル」等で定められ、園長が記録管理の責任者となっている。また、個人情報保護についての園内研修や新規採用職員研修で理解を深め、OJTでも随時指導をしている。個人情報の保護について理解を深めるため、研修用として「個人情報保護のための留意事項」を活用し、「教育・保育の手引き」の読み合わせや「全庁ネットワーク」のeラーニングでの研修も行っている。個人情報に関する記録は紙ベースと電子媒体があり、紙ベースの個人情報は施錠のできるキャビネットに保管し、更に、2022年1月に稼働した「保育業務支援システム」に沿ってパソコンやタブレットの使用に際しても職員個々のID、パスワードを入力するようになっており不適切な利用や漏えいに対する対策がとられている。保護者には年度初めの入園説明で個人情報に関する説明を行い取り扱いについて承諾をいただくようにしている。各行事前には写真、ビデオ撮影について配慮を促しSNS等へ投稿しないよう促している。</p>